

令和8年度の納期をお知らせします

期限までに納付をお願いします

税目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税 府民税 普通徴収	—	6/30 (火)	—	8/31 (月)	—	11/2 (月)	—	—	2/1 (月)	—	—
固定資産税	6/1 (月)	—	7/31 (金)	—	9/30 (水)	—	—	12/28 (月)	—	—	—
軽自動車税	6/1 (月)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国民健康保険税	—	6/30 (火)	7/31 (金)	8/31 (月)	9/30 (水)	11/2 (月)	11/30 (月)	12/28 (月)	2/1 (月)	3/1 (月)	3/31 (水)

納税通知書の送付日

- 5月中旬 固定資産税、軽自動車税
- 6月中旬 町民・府民税（普通徴収）、国民健康保険税（毎月送付）

納付方法

- **町府民税・固定資産税**
町府民税は6月に、固定資産税は5月に1年分（各4枚）の納付書をまとめて送付しますので、なくさないようにお願いします。一括納付の方は、4枚の納付書を使って納付をお願いします。
- **国民健康保険税**
口座振替以外の方は、納付書を毎月送付します。一括納付の方は、一括用納付書を使って納付をお願いします。
- **納期は月末です**
各税目とも納期は月末ですが、その日が土曜日曜日または祝日の場合はその翌日となります。納期を過ぎると督促状を送付することが

ありますので、期限までに納付をお願いします。

- **納期を過ぎると延滞金が課されます**
納期限を過ぎてから納付した場合、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて、年9.1%の割合を乗じて計算した延滞金を課することになります。
※ 納期限の翌日から1ヵ月を経過する日までの期間については年2.8%です。ただし、これらの割合は毎年変動します

☎【町民税・固定資産税・軽自動車税】
住民税務課 ☎ 43-9020
【国民健康保険税】
保健課 ☎ 43-9022

2月入札結果のお知らせ

☎ 財産活用・契約室（総務課内）☎ 43-9010

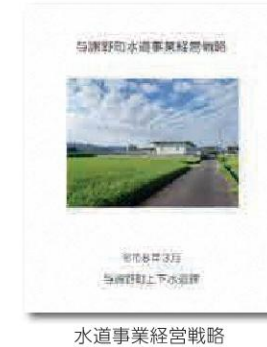
入札日	工事・物品等の名称	場所	業者数	落札業者名	予定価格 (千円/税抜)	最低制限 価格 (千円/税抜)	落札金額 (千円/税抜)	落札率 (%)	期間
2/17	新与謝野町立学校給食センター機械 警備業務委託	岩屋地内	2者	セコム株式会社	—	—	月額 46,900円	—	R8/2/25 ~11/11/30
2/18	橋梁定期点検（その3）業務委託	岩滝地内他	12者	株式会社エンタコンサル タント 京都営業所	7,131	—	2,460	34.50	R8/2/27 ~3/31
2/18	野田川庁舎空調設備改修工事設計業 務委託	四辻地内	2者	一級建築士事務所浪江建 築事務所	2,677	—	2,500	93.39	R8/2/26 ~7/31

将来にわたり安定的な事業継続をめざして

水道事業経営戦略および下水道事業経営戦略を改定 ☎ 上下水道課 ☎ 43-9031

与謝野町では、3月に「与謝野町水道事業経営戦略」および「与謝野町下水道事業経営戦略」を改定いたしました。

施設の老朽化に伴う更新費用の増加や、人口減少による料金収入の減少などにより、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。こうした中においても、住民の皆さんの日常生活に欠かすことのできない重要なサービスを提供し、将来にわたり安定的に事業を継続していくため、中長期的な経営の基本計画である同戦略を改定しました。



水道事業経営戦略

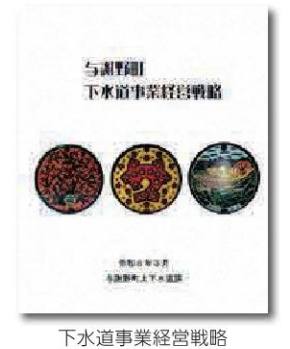
令和6年度に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行したことに加え、水道事業と同様に人口減少や物価高騰などの社会情勢の変化を踏まえ、同戦略を改定しました。

水道事業経営戦略

下水道事業経営戦略

改定した経営戦略は、上下水道課（野田川庁舎）でご覧いただけるほか、町ホームページに公開しています。

令和6年度に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行したことに加え、水道事業と同様に人口減少や物価高騰などの社会情勢の変化を踏まえ、同戦略を改定しました。



下水道事業経営戦略

消費生活 Information

賃貸住宅の「原状回復」トラブルにご注意！

事例1

家賃6万5000円で、2年間住んだ築30年のアパートを退去した。管理会社から壁のクロス張り替え代、床工事費、ハウスクリーニング代、エアコン洗浄費など、17万円の原状回復費用を請求された。ハウスクリーニング代とエアコン洗浄費は契約書に記載があるので払うが、壁や床は汚していないし、壁のクロスは入居時につきはぎだけだった。支払いたくない。

事例2

4年前に家賃約7万円、礼金なし、築17年の賃貸アパートに入居し、先日退去した。退去後、管理会社から清算書が届き、原状回復費用として約90万円を請求され、納得できず見直しを要求したところ70万円になった。入居時、室内の壁紙やフロアマットは前の住人が汚したままで、当時の管理会社の担当者もそのこ

ひとこと助言

- 契約前に契約内容の説明をよく聞き、契約書類の記載内容をよく確認する。
- 入居するときには賃貸住宅の現在の状況をよく確認し、記録に残す。
- 入居中にトラブルが起きたら、すぐに貸主側に相談する。
- 退去時には精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センターなどにご相談ください。

《お問い合わせ先》
宮津与謝消費生活センター
☎ 22・2127
消費者ホットライン
☎ 188